

令和3年3月

### 管内の雇用状況(令和3年1月内容)

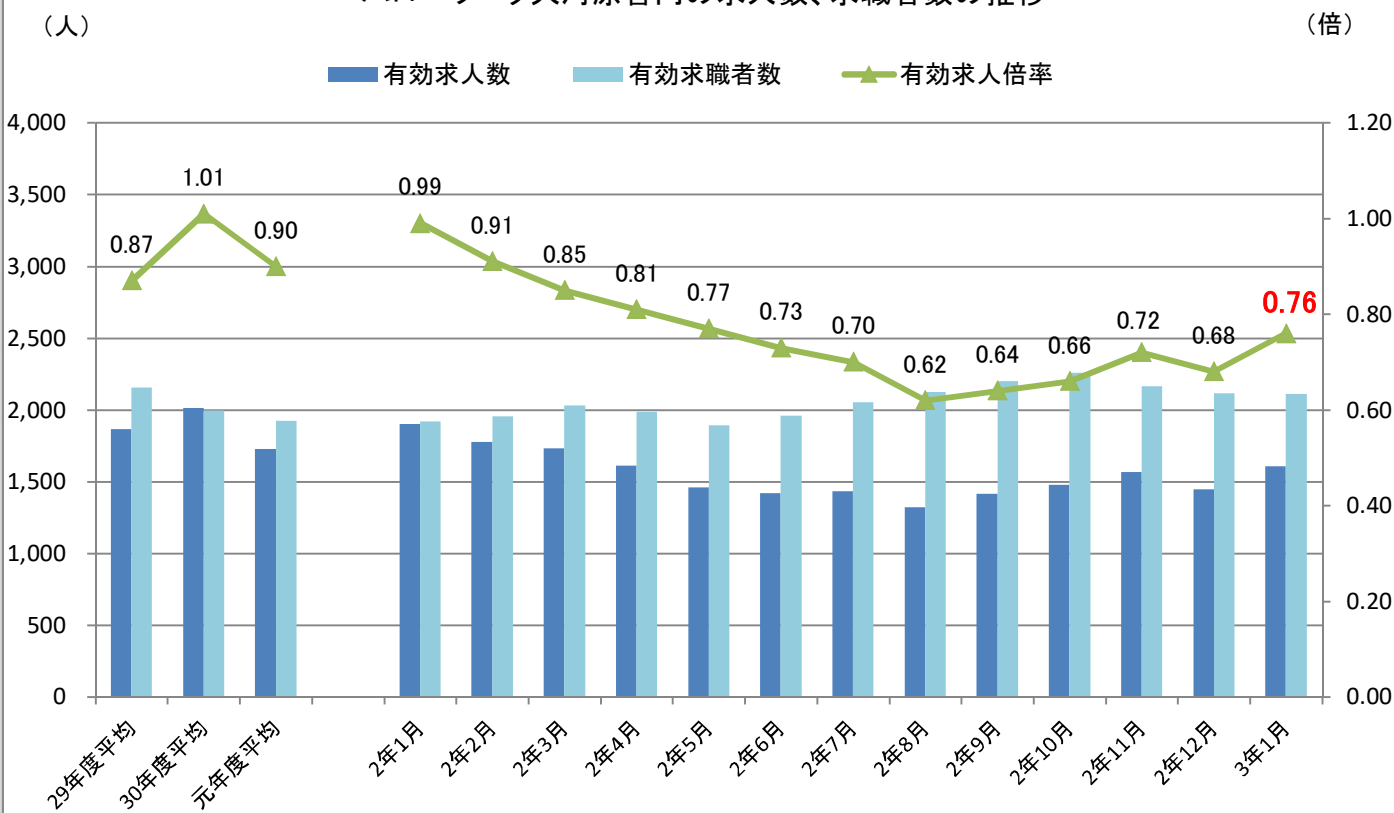
## 有効求人倍率0.76倍

ハローワーク大河原  
 〒989-1201  
 柴田郡大河原町大谷字町向126-4  
 オーガ1F  
 電話 0224-53-1042  
 FAX 0224-52-3989

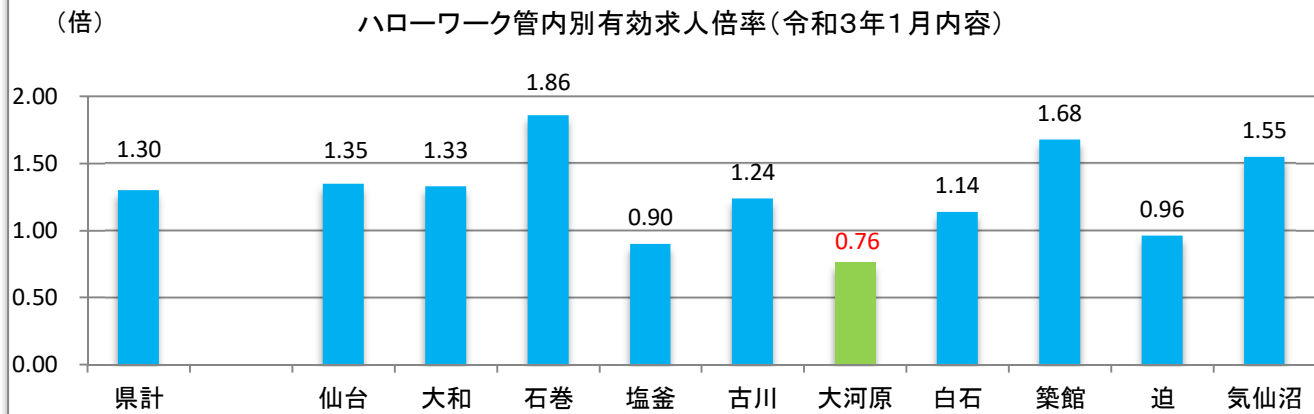
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いということを示しています。

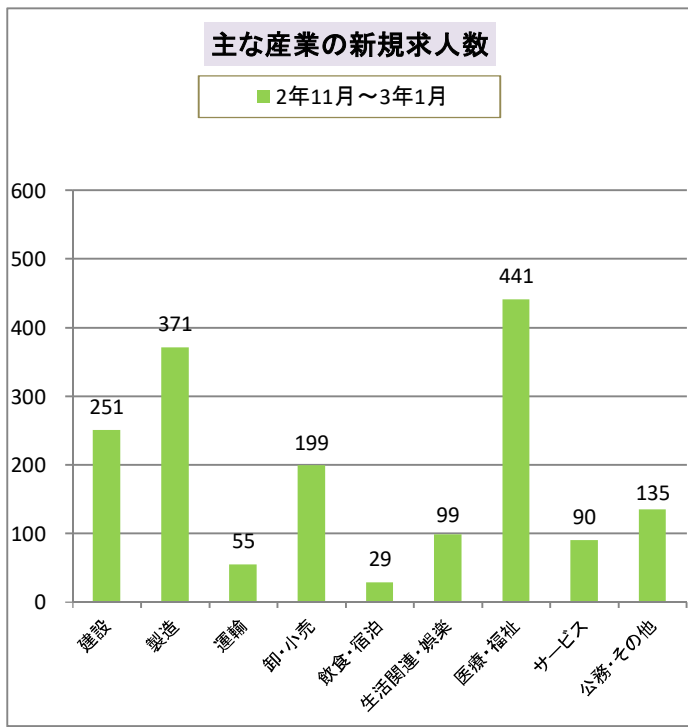
#### ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



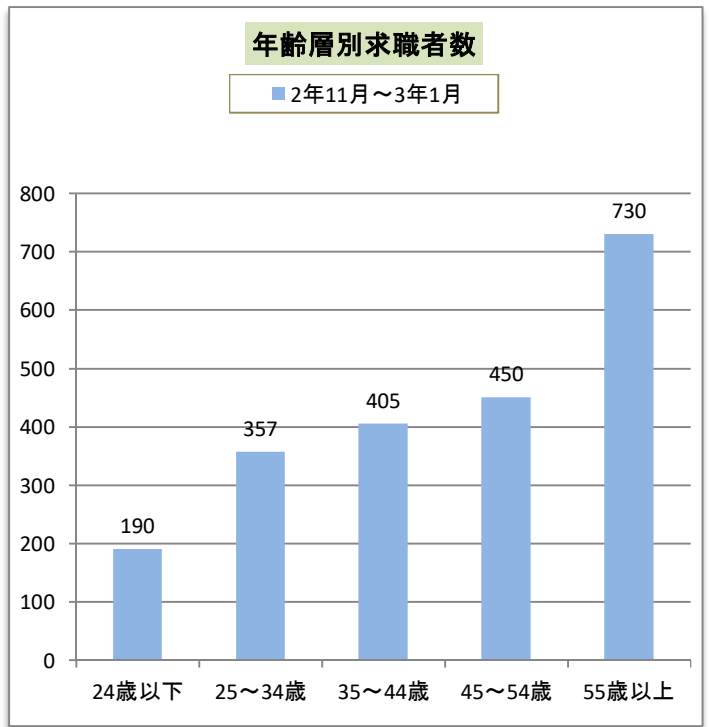
#### ハローワーク管内別有効求人倍率(令和3年1月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



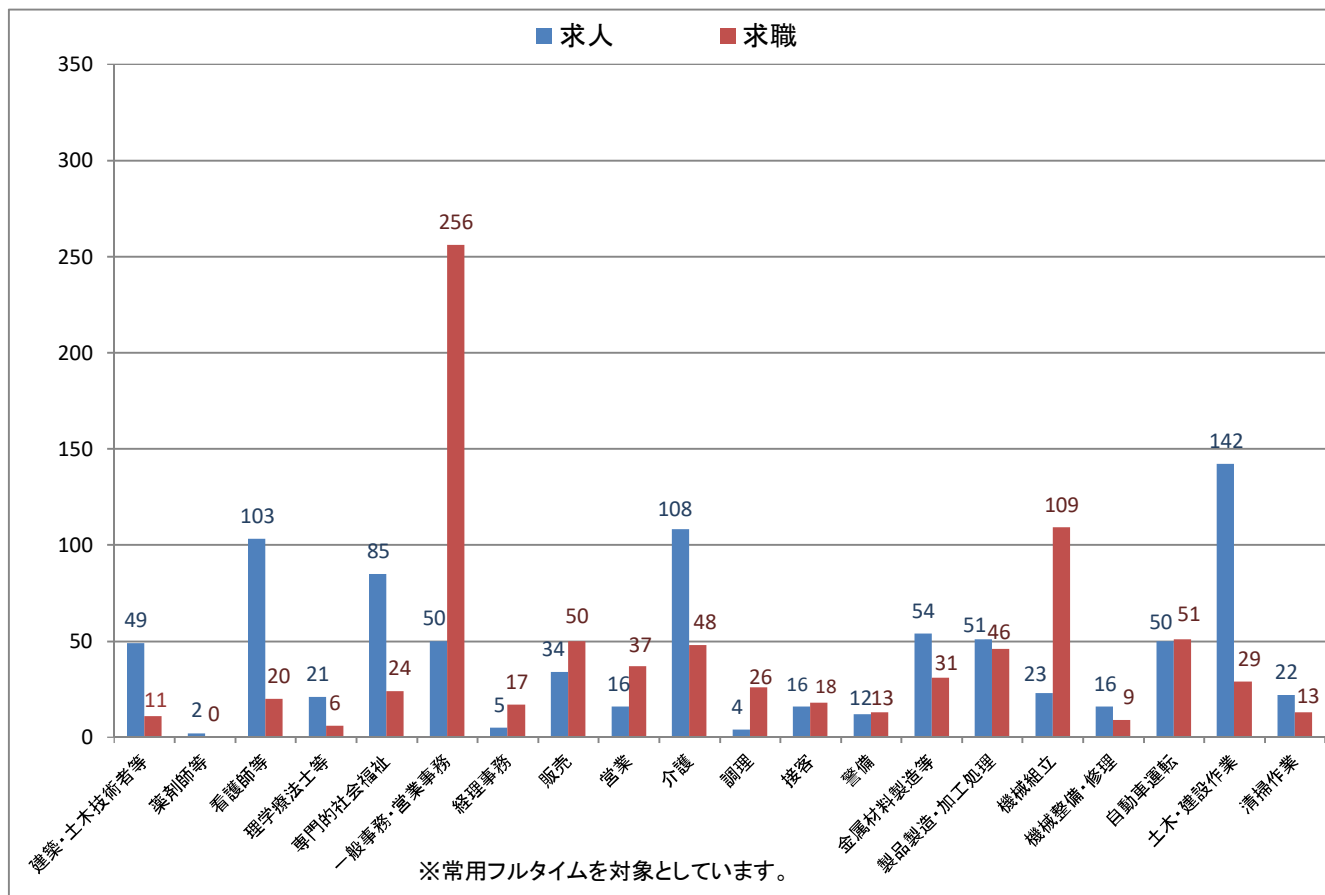
※3か月に申し込まれた新規求人数の合計です。



※3か月の月間有効求職者数の月平均数です。

### 主な職種の新規求人数・求職者数

【3年1月内容】



## 職業別新規求人賃金情報

【2年10月～2年12月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	33	0	4	5	8	14	15	27
薬剤師等	3	0	0	0	1	1	1	3
看護師等	56	0	11	25	49	49	39	22
専門的社会福祉の職業	47	1	16	32	33	24	9	4
一般事務員・営業事務員	40	13	30	19	15	12	8	2
経理事務員	3	1	2	2	2	2	2	1
販売員	24	2	16	16	18	6	5	4
営業員	14	0	6	9	12	5	3	2
介護の職業	52	12	40	42	21	8	0	0
調理の職業	7	3	6	4	4	0	0	0
接客の職業	10	2	6	8	5	2	0	0
警備員	3	1	2	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	29	4	18	26	22	8	8	3
製品製造・加工の職業	16	8	13	15	14	4	2	0
機械組立の職業	10	7	5	3	1	0	0	0
機械整備・修理の職業	10	1	7	7	6	5	1	1
自動車運転の職業	32	2	3	10	13	18	19	19
土木・建設の職業	63	0	6	32	41	46	41	26
電気工事の職業	12	0	2	7	9	11	9	6
清掃の職業	11	2	5	6	9	6	5	5

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。  
この資料は四半期ごとに更改しています。

## 中途採用者採用時賃金情

【2年10月～2年12月内容】

(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	197	228	226	240	213
専門・技術	183	236	239	271	249
事務	200	228	215	274	148
販売	*	269	185	*	273
サービス	*	168	185	199	154
警備	*	*	*	*	*
農林漁業	*	175	219	*	166
運輸	202	243	236	230	228
生産工程・労務	194	218	234	227	212

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「\*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更改しています。

## 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保  
(義務)



70歳までの就業確保  
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。**

### 高年齢者就業確保措置について

#### <対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

#### <対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入  
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

- a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

#### 掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月初めに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。